

## 会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 平成27年12月8日(火) 開会 午前10時00分

閉会 午後 零時16分

出席者 委 員 委員長 福田 裕 司

茂 呂 健 市 小久保 かおる 白 石 幹 男

氏 家 晃 平 池 紘 士 天 谷 浩 明

永 田 武 志

議 長 関 口 孫一郎

傍 聴 者 大 谷 好 一 青 木 一 男 針 谷 育 造

広 瀬 昌 子 古 沢 ちい子 針 谷 正 夫

大阿久 岩 人 大 川 秀 子 千 葉 正 弘

入 野 登志子 広 瀬 義 明 大 武 真 一

海老原 恵 子 小 堀 良 江

---

事務局職員 事務局 長 赤羽根 則 男 議事課 長 稲 葉 隆 造

課 長 補 佐 金 井 武 彦 主 査 石 塚 誠

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

生活環境部長	高橋	一典
保健福祉部長	奈良部	俊次
保健福祉部副部長	臼井	春江
藤岡総合支所長	田中	徹
岩舟総合支所長	大島	純一
市民生活課長	岸	千賀子
交通防犯課長	橘	唯弘
保険医療課長	藤平	恵市
社会福祉課長	藤田	正人
生活福祉課長	横尾	英雄
こども課長	小林	和彦
保育課長	中野	達博
高齢福祉課長	首長	正博
地域包括ケア推進課長	鈴木	優子
参事兼健康増進課長	大木	富邦
藤岡総合支所健康福祉課長	篠崎	邦雄
岩舟総合支所健康福祉課長	柏倉	芳枝

平成27年第5回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

平成27年12月8日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第129号 栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第130号 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第132号 栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第133号 栃木市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例の制定  
について
- 日程第 5 議案第139号 指定管理者の指定について（栃木市藤岡高齢者生きがいセンター）
- 日程第 6 議案第140号 指定管理者の指定について（栃木市岩舟健康福祉センター）
- 日程第 7 議案第117号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第5号）（所管関係部分）
- 日程第 8 議案第118号 平成27年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第119号 平成27年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第120号 平成27年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第  
3号）
- 日程第11 議案第121号 平成27年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正  
予算（第2号）

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（福田裕司君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開催いたします。

（午前10時00分）

---

◎諸報告

○委員長（福田裕司君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会付託区分表のとおりであります。

---

◎議事日程の報告

○委員長（福田裕司君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎議案第129号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第129号 栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

岸市民生活課長。

○市民生活課長（岸 千賀子君） ただいまご上程をいただきました議案第129号 栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は45ページから48ページ、議案説明書は27ページから31ページであります。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書27ページをお開き願います。議案第129号 栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由であります。住民基本台帳カードの交付の終了及び個人番号カードを使用した印鑑登録証明書の交付を開始することに伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市印鑑条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

改正の概要であります。1として、住民基本台帳カードによる印鑑登録証の規定を個人番号カードによる印鑑登録証の規定に改めるというものであります。

2として、個人番号カードを使用した多機能端末機による印鑑登録証明書の交付について定めるというものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、改正の内容につきましては新旧対照表でご説明申し上げますので、28ページ、29ページを

お聞きください。まず、第7条の2及び第7条の3については、「住民基本台帳カードによる印鑑登録証」を「個人番号カードによる印鑑登録証」に改めるものです。

第14条中1項については、多機能端末機についての記載を削り、自動交付機による交付のみについての記載にしたものです。

同14条2項については、「前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自ら多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線で接続された民間事業者が設置する印刷機能を備えた端末機で、これを利用する者が操作することにより、証明書が当該印刷機能によって自動的に印刷されるものをいう。）に、個人番号カードによる印鑑登録証（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を使用し、暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。この場合において、入力する暗証番号は、同法第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いるものとして、設定された番号とする。」を加えるものです。

次に、30ページ、31ページをお聞きください。第15条中「前条」を「前条第1項」に改めるものです。

次に、議案書をご説明申し上げますので、議案書の46ページをお聞きください。栃木市印鑑条例（平成22年栃木市条例第100号）の一部を次のように改正する。以下につきましては、新旧対照表で説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

46ページをお聞きください。附則についてであります。1、施行期日を平成28年1月1日からとするものです。

2、経過措置として、この条例の施行の前に交付された多機能端末機または自動交付機による印鑑登録証明書の交付を受けるサービスの提供に必要な情報が記録された住民基本台帳カードによる印鑑登録証明書の交付については、当該住民基本台帳カードがその効力を失うとき、または個人番号カードの交付を受けるときのいずれか早いときまでの間は、なお従前の例によるとするものです。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 先ほど住民基本台帳のほうのカード、それと今度は個人番号カードが出ます。市民から言われるのですけれども、使えなくなってしまうのですかということで、私は、いや、それは並行して使えますよということなのですが、基本的に期限も多分ないと思います。個人番号カードは、非常に、何か内容がわかっていないという方も多いものですから、不安があるのです。そ

の確認をちょっとお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 岸市民生活課長。

○市民生活課長（岸 千賀子君） 住民基本台帳カードは、10年の使用期間がございます。その使用期限までは使用することができます。個人番号カードを交付した場合には、住民基本台帳カードは回収されますので、そこで終了という形になります。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

永田委員。

○委員（永田武志君） 住基カードの総数、現在どのぐらい、皆さん利用されているのか教えてください。

○委員長（福田裕司君） 岸市民生活課長。

○市民生活課長（岸 千賀子君） 住民基本台帳カードの有効件数は4,838件でございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今の永田委員の関連で、4,838件の住基カードを発行されているというのですけれども、年間にどの程度利用されているのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 岸市民生活課長。

○市民生活課長（岸 千賀子君） 平成26年度のコンビニ交付をした印鑑登録証は409件、住民票は456件でございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） セルフのほうは利便性が上がるというふうに言って、宣伝しておりますけれども、この数字から見ると、市民にとって本当に利便性が、住基カードの場合、上がっているのかどうか、その辺の見解はどうでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 岸市民生活課長。

○市民生活課長（岸 千賀子君） 住基カードの件数につきましては4,838件ということで、まだまだ少ない件数でございましたので、利用については少なかったというふうに考えております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今度、住基カードから個人番号カードを使用して端末機から発行を受けられるということですが、住基カードと個人番号カードの違いというのはどういうものでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 岸市民生活課長。

○市民生活課長（岸 千賀子君） 個人番号カードは、国のほうで設定したものでございますので、法定事務としてやるものでございます。住民基本台帳カードは、市のほうで出していたカードでございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 住基カードは、一般的に、住所、氏名だとか、4つの情報ですか、個人番号カードはそれ以外の情報ものつけられるというか、そういう構造になっていると思うのですけれども、どんな情報を今後、カードに入れる予定かお伺いします。

○委員長（福田裕司君） 岸市民生活課長。

○市民生活課長（岸 千賀子君） 栃木市といたしましては、今現在、ICチップの中に入っております公的個人認証サービスによる電子証明書を使用してコンビニ交付を行ったり、証明用電子証明書を使って、e-Taxの確定申告などに使える機能が入っているものでございます。栃木市独自としてICチップに入れるものについては、まだ予定されておられません。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 私は、自治体としては、国が決めた法律ですから、マイナンバーカードですけれども、導入せざるを得ないと思うのですけれども、マイナンバーの導入自体に私は反対ですので、この条例の改正にも反対したいと思います。

どうい問題があるかといいますと、まずプライバシー侵害や成り済ましなどの犯罪が常態化するおそれがあるということです。あと、共通番号システムは、初期段階で3,000億円とも言われる巨額プロジェクトにもかかわらず、その具体的なメリット、今聞きましたけれども、印鑑証明の発行では住基カードの場合もほとんど利用されていないような状況で、市民の利便性が上がるということもないと思います。それから、マイナンバー制度、税金、社会保障の分野で、徴税の強化または社会保障の給付の削減の手段ともされない、そういうシステムですので、マイナンバーカード自体の制度に対して反対するという意味で、この条例改正にも反対したいと思います。

○委員長（福田裕司君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第129号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

〔	賛 成	茂呂健市	小久保かおる	氏家 晃	平池紘士	天谷浩明
		永田武志				
〕	反 対	白石幹男				

○委員長（福田裕司君） 起立多数であります。

したがって、議案第129号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第130号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第2、議案第130号 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） ただいまご上程をいただきました議案第130号 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は48ページから50ページまでであります。また、議案説明書は32ページから41ページまでであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、議案説明書の32ページをごらんください。議案第130号 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由でございますが、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市国民健康保険税条例の一部を改正することについて議会の議決をお願いするものであります。

次に、改正の概要でございますが、まず1点目は、国民健康保険税の減免申請書の記載事項に個人番号を追加するものであります。

次に、2点目は、上場株式等に係る配当所得の分離課税の対象に特定公社債等の利子所得等が追加されたことに伴い、規定の整備を行うものであります。

次に、3点目は、株式等に係る譲渡所得等の分離課税が一般株式に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組されることに伴い、規定の整備をするものです。

4点目は、上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定を設けることでもあります。

5点目は、国民健康保険税の課税標準の計算の細目を定める規定を削ることでもあります。

6点目は、条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴い、規定の整備をするものであります。

なお、参照条文については、説明を省略させていただきます。

続きまして、改正の内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきますので、恐れ入りますが、34ページ、35ページをお開きください。改正箇所は、太文字でアンダーラインの引かれた箇所であります。最初に、条例第25条の2第2項であります。第1号中「及び氏名」を「、氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）」に改めるものであります。

次に、中ごろの附則第19項であります。見出しを含み、附則第19項中「配当所得」を「配当所得等」に改めるものであります。

次に、下から5行目の附則第22項につきましては、見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項」に、「株式等」を「一般株式等」に改めるものであります。

次に、36、37ページの附則第23項につきましては、前の見出しを削り、同条に新たに見出しを「(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)」に改め、本文を「世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。」に改めるものです。

中ごろの附則第24項及び第25項につきましては削除をし、附則第26項を附則第24項とし、38ページの附則第27項を削除し、附則第28項を附則第25項とし、附則第29項を附則第26項に規定を繰り上げるものであります。

次に、附則第30項につきましては、項中の「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を附則第27項とし、附則第31項を附則第28項として、附則第32項を削るものです。

続きまして、議案書により説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、議案書の48ページをお開きください。議案第130号 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、以下、本文につきましては、先ほど議案説明書で説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

次に、50ページをお開きください。附則であります。この条例は平成29年1月1日から施行する。ただし、第25条の2第2項第1号及び附則第30項の改正規定は平成28年1月1日から施行するというものであります。

適用区分であります。この条例による改正後の栃木市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 確認をさせていただきます。

個人番号カード導入によりまして、例えば家族名義だとか、そういう資産のほうの、悪く言うと隠れ資産とかいうのがある、株の譲渡だとかの、明確化にするのかなというふうな感じの条例改正かなと思うのですけれども、その点についてちょっと、その意見に対して、違うのであればご指導ください。

○委員長（福田裕司君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 今回の条例改正につきましては、譲渡所得等の利子等について課税をしていくというようなことございまして、個人番号を記載するということになるわけですが、課税の基準にするというようなことで、その対象にするというようなことございます。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） もうちょっとわかりやすく欲しいのですけれども。

要は、改正の内容は、一応、言っていることは、個人番号カードによって、個々、個人の識別が全部はつきりするわけです。それに対して、資産とかの応益応能割関係というものをきちっとするのだということの解釈でいいのかなと思うのですけれども。

○委員長（福田裕司君） 執行部をお願いなのですが、きのうの総務常任委員会でも、私、ちょっと気がついているのですけれども、まず答弁の際に、イエスかノーか、結論を先に言っていただいて、後から理由を言っていただくとすごくわかりやすいかなと思いますので、その点、ご留意をお願いしたいと思います。

藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 資産を一応確認するという間に間違いはないと思います。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 説明書で35ページ、納税義務者の今度、住所、あと氏名及び個人番号ということになりますけれども、この個人番号は必ず減免を受けるときに記載しなければならないのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 個人番号についてなのですが、総務省の自治税務局のほうからの通知によりますと、個人番号の記載についてなのですが、今回の国民健康保険税条例の減免の規定に関しましては、地方税法施行令、地方税法施行規則で記載内容及び様式の規定はありませんけれども、番号を記載すべき手続であるというようなことございます。

以上でございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） もし減免を受けようとする人が個人番号の記載を拒否した場合は、減免が受けられないということになるのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 拒否をされても、それについては、減免については対象になるかと思えます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） わかりました。拒否できるということですね。

それと、38ページで、31、32が今度削除されるということですが、これは何か、これを読みますと、東日本大震災の延長の特例がなくなるということですが、これによって影響が出る市民というのですか、それは実際にいるのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 現在のところ、ちょっと把握してございませんので、今のところはわからない状態です。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） この条例改正も、特に個人番号、マイナンバー制度の導入に伴って個人番号の記載も必要になるということですので、私は、先ほどの印鑑条例と同様に、マイナンバー制度そのものに反対ということで、この改正にも反対をいたします。

○委員長（福田裕司君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第130号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

賛 成	茂呂健市	小久保かおる	氏家 晃	平池紘士	天谷浩明
	永田武志				
反 対	白石幹男				

○委員長（福田裕司君） 起立多数であります。

したがって、議案第130号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第132号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 日程第3、議案第132号 栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する

条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

柏倉岩舟総合支所健康福祉課長。

○岩舟総合支所健康福祉課長（柏倉芳枝君） おはようございます。ただいまご上程をいただきました議案第132号 栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてを説明させていただきます。議案書につきましては55ページから58ページ、議案説明書につきましては59ページから65ページでございます。

初めに、議案説明書からご説明させていただきますので、議案説明書59ページをお開き願います。提案理由でございますが、栃木市岩舟健康福祉センターの開館時間及び休館日の変更並びに入館料に65歳以上の者に係る区分を設けることに伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市健康福祉センター条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要でございますが、1つ目として、栃木市岩舟健康福祉センターの開館時間を午後9時までとし、施設の利用時間を延長すること、第4条関係です。

2つ目として、栃木市岩舟健康福祉センターの休館日を12月30日から翌年1月3日までとし、施設の休館日を改めること、第5条関係です。

3つ目として、栃木市岩舟健康福祉センターの浴室等の入館料について、65歳以上の者に係る区分を設けること、別表関係でございます。

なお、参照条文につきましては記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

続きまして、条例改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきます。60、61ページをお開きください。第4条第1項中の「次のとおり」を「午前8時30分から午後9時まで」に改め、同項各号を削除いたします。

次に、同条第2項の表、「栃木市岩舟健康福祉センター」の部「第1会議室、第2会議室、調理実習室及び親子室」の項中「午後8時」を「午後9時（水曜日にあつては、午後5時15分）」に改め、同部「ボランティア室」の項中「午後8時30分」を「午後9時」に、「月曜日」を「水曜日」に、「午後5時」を「午後5時15分」に改め、同部「浴室、脱衣室、大広間及び静養室」の項及び「トレーニング室兼機能回復訓練室」の項中「午後8時30分」を「午後9時」に改めるというものです。

次に、第5条第1項中の「次のとおり」を「12月30日から翌年1月3日まで」に改め、同項各号を削除いたします。

恐れ入りますが、62、63ページをごらんください。同条第2項の表、「栃木市岩舟健康福祉センター」の部中、現行の「浴室、脱衣室、大広間、静養室及びトレーニング室兼機能回復訓練室」を2項に分け、改正案、「浴室、脱衣室、大広間及び静養室」の項は、現行の（1）「月曜日」を「水曜日」に改め、（3）を削除しまして、（4）「12月29日」を「12月30日」に、「1月5日」を「1月

3日」に改め、(3)に繰り上げます。

改正案、「トレーニング室兼機能回復訓練室」の項は、現行の(1)「月曜日」を「水曜日」に改め、(3)を削除しまして、(4)を(3)に繰り上げるものです。

次に、64、65ページをごらんください。別表2、栃木市岩舟健康福祉センターの(2)の表中に65歳以上の区分を設け、入館券200円、回数券2,000円としたものです。

恐れ入りますが、議案書の57ページをごらんください。附則といたしまして、この条例の施行期日は平成28年4月1日からとするものです。

また、経過措置としまして、改正後の栃木市健康福祉センター条例の規則は、この条例の施行の日以後に交付される回数券の利用から適用し、同日前に交付された回数券の利用については、従前の例によるとするものです。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長(福田裕司君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

氏家委員。

○委員(氏家 晃君) 説明書のほうですと、61ページ、63ページ、全部なのですが、利用時間の変更、また休館日の変更、それから65歳以上の利用料金の変更ということなのですが、この周知方法、4月1日から施行ということなのですが、答弁をお願いします。

○委員長(福田裕司君) 柏倉岩舟総合支所健康福祉課長。

○岩舟総合支所健康福祉課長(柏倉芳枝君) 議会の承認をいただいて議決された後に、会館内にチラシを置くとか、それからチラシを張るとかして周知する予定です。そのほかに、一応、遊楽々館入浴施設休館日という、2カ月分のスケジュール表を会館のほうで毎月つくっているのですが、それを、配布先として33カ所あるのですが、そちらのほうに置いてもらうようなことになっております。それで、皆さんのほうへ周知をお願いしていきたいと思っております。

○委員長(福田裕司君) 氏家委員。

○委員(氏家 晃君) 月曜日が水曜日に休館日が変更ということで、結構利用している方にとっては大きな変更だと思いますので、周知のほうを徹底するようにご要望をしておきます。

以上です。

○委員長(福田裕司君) 要望で結構ですね。

ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

○委員(白石幹男君) 今回の改正では、類似施設の大平のゆうゆうプラザ、それと整合性を図るといふことでよろしいのでしょうか。

○委員長(福田裕司君) 柏倉岩舟総合支所健康福祉課長。

○岩舟総合支所健康福祉課長（柏倉芳枝君） そのとおりでございます。

申しわけありません、先ほどの広報のほうでもお知らせするというので予定しております。よろしく願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 岩舟が合併したのは平成26年でしたっけ。その時点でそういった、類似施設と合わせるという議論というのはなかったのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 柏倉岩舟総合支所健康福祉課長。

○岩舟総合支所健康福祉課長（柏倉芳枝君） 申しわけありません。そのときに内容のすり合わせというのが抜けていたのだと思います。今回の改正で合わせて、提案させていただきました。よろしく願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 奈良部保健福祉部長。

○保健福祉部長（奈良部俊次君） ちょっと私のほうから、今の答弁に対しまして、合併協議の中で調整が漏れてしまったというような、ちょっと印象を受けるような答弁だったかと思えますけれども、合併協議の中では、多分、合併後に調整するというようなことになっていたのかなと想定されます。

といいますのは、後ほど議案として指定管理者制度の議案が提出されます。当然、現行の指定管理者につきましては、合併前に、多分、数年間の長期契約というような形で締結していますので、恐らく今回は、指定管理者が変わるというようなことで、開館時間も延ばすこととか、そういうものを前提で今回議案を提出しておりますので、多分、指定管理者制度の関係かなと想定されます。以上です。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第132号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第132号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第133号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第4、議案第133号 栃木市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

岸市民生活課長。

○市民生活課長（岸 千賀子君） ただいまご上程をいただきました議案第133号 栃木市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は59ページから60ページ、議案説明書は66ページであります。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書66ページをお開き願います。議案第133号 栃木市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例の制定についてであります。提案理由であります。住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民基本台帳カードの交付を終了するため、栃木市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止することについて議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書をご説明申し上げますので、議案書の60ページをお開きください。栃木市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成24年栃木市条例第45号）は、廃止するというものであります。

附則についてであります。施行期日を平成28年1月1日からとするものです。

2、経過措置として、この条例の施行前に交付された住民基本台帳カードについては、その効力を失うとき、または個人番号カードの交付を受けるときのいずれか早いときまでの間は、この条例の施行後もなお従前の例によるとするものです。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） これも、印鑑条例と同様に、マイナンバー制度導入に伴う条例廃止ということで、反対したいと思います。

○委員長（福田裕司君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 先ほどから反対討論が続いておりますが、マイナンバーにつきましては、国会のほうで決定をして、1月1日から施行されるものでございますので、それはそれで、栃木市議

会で議論することではないと思います。

それで、この住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例、条例を廃止した後も、住基カード、効力を失うまで、また個人番号カードの交付を受けるときまでのいずれか早いときまでは従前の例による、経過措置がとられておりますので、全く反対する理由はございません。

以上です。

○委員長（福田裕司君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第133号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

賛 成	茂呂健市	小久保かおる	氏家 晃	平池紘士	天谷浩明
	永田武志				
反 対	白石幹男				

○委員長（福田裕司君） 起立多数であります。

したがって、議案第133号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第139号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第5、議案第139号 指定管理者の指定について（栃木市藤岡高齢者生きがいセンター）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

篠崎藤岡総合支所健康福祉課長。

○藤岡総合支所健康福祉課長（篠崎邦雄君） ただいまご上程をいただきました議案第139号 指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。議案書につきましては66ページ、議案説明書につきましては74ページでございます。

先に議案説明書のほうからご説明申し上げますので、議案説明書74ページをお開き願います。提案理由でございますが、栃木市藤岡高齢者生きがいセンターの管理を行わせる指定管理者を公益社団法人栃木市シルバー人材センターに指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

なお、参照条文につきましては省略をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書の66ページをお開き願います。議案第139号 指定管理者の指定についてでございます。次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるというものでございます。

指定管理者の管理を行わせる施設の名称につきましては、栃木市藤岡高齢者生きがいセンターであります。

また、指定管理者に指定する団体につきましては、公益社団法人栃木市シルバー人材センターでございます。

なお、指定する期間につきましては、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

平池委員。

○委員（平池紘士君） 139号と、次の議案もそうなのですけども、この施設の指定管理について、利用者の評価と申しますか、そういったものについてはどのように把握されておりますか。

○委員長（福田裕司君） 篠崎藤岡総合支所健康福祉課長。

○藤岡総合支所健康福祉課長（篠崎邦雄君） お答え申し上げます。

藤岡の高齢者生きがいセンターにつきましては、専らシルバーに登録されている利用者が利用しているという状況で、一般の方が今まで利用したというのはちょっと聞いたことはありません。そのような状況です。

○委員長（福田裕司君） 平池委員。

○委員（平池紘士君） その利用されている方々の評価というのは、市当局のほうはどのように把握されているかということをお伺いしたいのですけれども。

○委員長（福田裕司君） 篠崎藤岡総合支所健康福祉課長。

○藤岡総合支所健康福祉課長（篠崎邦雄君） 風評と申しまししょうか、苦情とか、そういったものもございませんし、特にあそこには事務員の方が2人いて、登録者との連携を図って地域のさまざまな作業をやっているということで、良好な関係でやられているというふうに認識しています。

○委員長（福田裕司君） 平池委員。

○委員（平池紘士君） 要望なのですけれども、もうちょっと具体的に、例えばアンケート調査を行うとか、しっかりと、委託していくわけですから、これは、この議案というか、藤岡については3年間、次の施設に関しては5年間と、契約年数というのもありますけれども、随時やはり的確に把握しておいたほうが、今後の議会側への説明においても、ただ単に議案を上程するだけではなく、おおむねこういった評価をいただいておりますとか、具体的な説明をいただくと私たちも審議しやすいなというふうに思いますので、今後ともよろしく願います。

○委員長（福田裕司君） 要望でよろしいですね。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第139号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第139号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第140号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第6、議案第140号 指定管理者の指定について（栃木市岩舟健康福祉センター）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

柏倉岩舟総合支所健康福祉課長。

○岩舟総合支所健康福祉課長（柏倉芳枝君） ただいまご上程をいただきました議案第140号 指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。議案書につきましては67ページ、議案説明書につきましては75ページでございます。

初めに、議案説明書からご説明をさせていただきます。議案説明書75ページをお開き願います。提案理由でございますが、栃木市岩舟健康福祉センターの管理を行わせる指定管理者を宮ビルサービス株式会社・有限会社エヌエスリンク共同事業体、代表団体、宮ビルサービス株式会社に指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

なお、参照条文につきましては省略させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の67ページをお開き願います。議案第140号 指定管理者の指定についてでございます。次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるというものでございます。

指定管理者に管理を行わせる施設の名称につきましては、栃木市岩舟健康福祉センターでございます。

また、指定管理者に指定する団体につきましては、宮ビルサービス株式会社・有限会社エヌエス

リンク共同事業体でございます。

なお、指定する期間につきましては、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

平池委員。

○委員（平池紘士君） こちらも先ほどと同様に、利用者の方々の評価、具体的にお伺いできたらありがたいと思います。

○委員長（福田裕司君） 柏倉岩舟総合支所健康福祉課長。

○岩舟総合支所健康福祉課長（柏倉芳枝君） 利用者の評価ということなのですが、管理者のほうと執行部のほうで月に1回、定例会ということで、その月に意見が出ましたことなどの協議をさせていただいております。そのときに苦情とかも議題に上がりますので、それで利用者の確認をさせていただいております。

○委員長（福田裕司君） 平池委員。

○委員（平池紘士君） そういったコンセンサスがありますと、非常に今後の契約している最中の対応も早くできるのではないかと思いますので、ぜひとも継続して行っていただきたいと思います。

また、先ほど氏家委員のほうからも前の議論でありましたように、開館時間の変更等がございますので、ぜひともそこら辺の周知徹底をよろしくお願いいたします。要望でいいです。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 今回、指定管理者が宮ビルサービスとエヌエスリンクというのですか、共同事業体ということですが、現在もこの指定管理者が運営しているということですのでよろしいのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 柏倉岩舟総合支所健康福祉課長。

○岩舟総合支所健康福祉課長（柏倉芳枝君） 同じ、指定管理者で今上程しています会社のほうがやっております。継続ということになります。よろしくお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） わかりました。

指定管理者の導入ということは、民間に運営を任せて、効率的なということで導入をされているのですけれども、今回、前、指定管理者の候補者についてということで説明を、議員研究会ですか、10月30日にやった議員研究会の資料を見てみますと、宮ビルサービスというか、あとエヌエスリン

クの共同事業体ともう一つ、メディカルフィットネスとちの木が名乗りを上げて、点数で評価が高かったということなのですから、価格点というところで、メディカルフィットネスが60点、宮ビルサービスのほうが51.7でかなりの差があるのですけれども、全体的なサービスはこっちのほうがよかったということで指定管理者になっているのですけれども、かなりの価格点で差があるので、どの程度の差があったのか、そこだけ伺っておきたいと思います。

○委員長（福田裕司君） 柏倉岩舟総合支所健康福祉課長。

○岩舟総合支所健康福祉課長（柏倉芳枝君） 申しわけありません。選定委員会のほうは総務課のほうで所管しておりまして、所管が、内容的なものになりますと、申しわけありませんが、ちょっとお答えが、詳しいお答えがといたしますと、できないのが現状なのですが。

○委員長（福田裕司君） 白石委員、所管外で答えられないということなのですから。

○岩舟総合支所健康福祉課長（柏倉芳枝君） 一応、答申書のほうの回答ということではいただいて、そちらのほうで回答でよろしいでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 質問は、恐らく価格点が低いのにということなのだと思うのです。なので、そういう、かわったのとか、そっちを選ばれたのでしょうかと、明確な答えが聞きたいのではないかなと思いますけれども、そのところ、いかがでしょうか。

○岩舟総合支所健康福祉課長（柏倉芳枝君） そうしましたら、どうしてそちらが選ばれたというような回答につきましては、内容がうちのほうではちょっとわかりかねるので、申しわけありません。

○委員長（福田裕司君） わかりました。白石委員、よろしいですか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 執行部、こっちのほうには責任はないと思うのですけれども、選定委員会で選ぶということであれば、今後、こういう指定管理者の議事とか、質疑に当たっては、そういう担当課も出席をお願いしたいと。でないと、十分な審議ができないということです。

ということで、ある程度経費、今回、今受けている指定管理料と次期、同じ業者が受けるのですけれども、そこら辺の価格の点では、若干経費が下がるとか、そういったことはあるのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 柏倉岩舟総合支所健康福祉課長。

○岩舟総合支所健康福祉課長（柏倉芳枝君） 価格につきましては、27年度の委託料と28年度の委託料につきましては、料金の引き下げということで今回お願いしていることがありますので、その料金、65歳以上ということの区分を行って、料金のほうも300円から200円にしたという経過がありまして、そちらのほうの差額がちょっと上乘せになっているかなと思います。あと、物価上昇率みたいなものを見ていまして、そちらのほうの上乗せ、ちょっと今の、平成27年度よりちょっとその分だけ多くなっているというのが現状です。お願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 白石委員の提案につきましては、今即答できませんので、検討してからお答えしたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第140号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第140号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時57分）

---

○委員長（福田裕司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

---

○委員長（福田裕司君） なお、先ほどの議案第140号について、答弁の申し入れがございましたので、一応、採決はもう終わっているのですが、申し入れがございましたので、受けたいと思います。

柏倉岩舟総合支所健康福祉課長。

○岩舟総合支所健康福祉課長（柏倉芳枝君） 済みません、答弁のほうが、的確な答弁ができなくて申しわけありませんでした。もう一度答弁させていただきます。

5年間で、金額のほうを見ますと、2億6,885万5,000円となりまして、年間の差でいきますと800万円ぐらいの差になってきます。そちらのほうの金額の差がありまして、それをもとに2団体からの申請書類及びプレゼンテーション、ヒアリングにより、選定委員会のほうで答申の中で、平等利用の確保とサービス向上の取り組み及び施設の効用を最大限に発揮する取り組みにおいて、継続、宮ビルさんのほうが高い評価を得て、これまでの良好な業務実績等から、施設の管理を安心して行える能力を有するという事で宮ビルさんのほうが選定されたということです。よろしく願いいたします。

---

◎議案第117号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第7、議案第117号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第5号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構でございます。

藤田社会福祉課長。

○社会福祉課長（藤田正人君） ただいまご上程いただきました平成27年度栃木市一般会計補正予算（第5号）の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

まず、歳出につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書の50、51ページをお開きください。最下段、2款1項13目諸費、補正額5,173万9,000円の増額であります。

説明欄1行目、防犯灯設置費につきましては、自治会からの防犯灯設置申請数が当初見込みを上回ったため、工事費を増額するものであります。

次の国県支出金返還金（社会福祉課）につきましては、平成26年度の障がい者自立支援給付費国県負担金、障がい児入所給付費等国県負担金及び障がい者医療費国県負担金等の交付額確定に伴い、超過交付分返還のため増額するものであります。

次の同じく生活福祉課につきましては、平成26年度生活保護費等国庫負担金の交付額確定に伴い、介護扶助費等負担金、医療扶助費等負担金について、超過交付分返還のため増額するものであります。

次の同じく子ども課につきましては、平成26年度児童入所施設措置費等国県負担金及び母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金の交付額確定に伴い、超過交付分返還のため増額するものであります。

次の同じく高齢福祉課につきましては、平成26年度低所得者利用者負担対策事業費補助金の交付額確定に伴い、超過交付分返還のため増額するものであります。

少し飛びまして、62、63ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費、補正額2,002万1,000円の減額であります。説明欄1行目、国民健康保険特別会計繰出金につきましては、国民健康保険特別会計の歳出における人件費及び事務費の増額に伴い、一般会計からの繰出金を増額するものであります。

次の後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、事業費及び保険基盤制度負担金等の増額に伴い、一般会計からの繰出金を増額するものであります。

次の職員人件費及び臨時職員共済費につきましては、職員課所管となりますが、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数や役職等に変更が生じたことや人事院勧告を踏まえ、その差額分について減額するものであります。以下、職員課所管の職員人件費等につきましては、説明を省略させていただきます。

次の社会福祉施設運営費補助金につきましては、障がい者のグループホームを整備している1法人に対して施設整備費の一部を補助するものであります。

次に、3目高齢福祉総務費、補正額2,335万1,000円の増額であります。説明欄1行目、介護保険特別会計繰出金につきましては、人事院勧告に準じた給与改定などによる保険事業勘定及びサービス事業勘定分の職員人件費の増減分であります。

1つ飛びまして、老人福祉施設等整備事業補助金につきましては、認知症高齢者グループホームを整備している1法人に対して施設整備の一部を補助するものであります。

次の地域安心安全事業費につきましては、地域見守り協定締結を行う民間事業所に配布するステッカー作製のための印刷製本費を増額するものであります。

続きまして、64、65ページをお開きください。2項1目児童福祉総務費、補正額1,101万7,000円の増額であります。説明欄3行目、保育課一般経常事務費につきましては、子ども・子育て支援新制度に伴い、都道府県及び市町村が実施することとされました子育て支援員の研修について、本県では県が一括して実施することになったことから、必要な経費について本市の負担分を増額するものであります。

次の民間保育所運営委託費（ひがしのもり）、次の同じくけやき、次の同じくひかり及び1つ飛びまして、同じくフォレストキッズにつきましては、職員の平均勤続年数による処遇改善等の加算率が当初見込みを上回る事となったことなどから、委託料の不足が見込まれるため増額するものであります。

1つ戻っていただきまして、民間保育所家庭支援推進保育事業費補助金につきましては、子ども・子育て支援新制度に伴いまして、国の補助金のつけかえがあったことから減額するものであります。

1つ飛びまして、保育対策総合支援事業補助金につきましては、子ども・子育て支援新制度に伴う新たな補助金でありまして、新たに保育体制強化事業を実施する保育園2園に対する補助金及び先ほどの民間保育所家庭支援保育推進事業補助金の本補助金へのつけかえに伴う増額が主なものであります。

次に、3目母子福祉費、補正額450万円の増額であります。説明欄1行目、こども・妊産婦・ひとり親家庭医療費助成事業費（栃木）につきましては、県のこども医療費助成制度の現物給付対象年齢拡大により、現物給付件数の増加に伴う審査支払事務委託料を増額するものであります。

次の不妊治療費助成事業費につきましては、不妊治療を受けている夫婦からの助成申請数及び助成額が増加したため、不妊治療費扶助費を増額するものであります。

少し飛びまして、70、71ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費、補正額33万4,000円の減額であります。説明欄2行目、健康診査事業費につきましては、集団検診受診者が当初の見込みより大きく上回っており、委託料が不足することから増額するものであります。

次の病院群輪番制病院設備整備補助金につきましては、2次救急を担っている病院の円滑な運営推進のため、病院が実施する機器購入に対して補助金を交付するもので、今回はとちぎメディカルセンター下都賀総合病院が対象となったため増額するものであります。

次の除細動器整備事業費につきましては、平成24年に設置したAED26台分のバッテリー交換のための購入費であります。

次に、6目保健施設費、補正額165万6,000円の増額であります。説明欄、栃木保健福祉センター管理運営費につきましては、平成28年度組織機構の再編により、総合支所健康福祉課の機能を窓口業務に整理の上、各種事業及び人員を本庁健康増進課に集約するに当たり、栃木保健福祉センターの電話設備の増設及び庁舎間の内線化が必要なため、工事費を増額するものであります。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

○委員長（福田裕司君） 岸市民生活課長。

○市民生活課長（岸 千賀子君） 続きまして、歳入の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

42、43ページをお開きください。12款1項2目2節児童福祉費負担金につきましては、893万2,000円の増額であります。説明欄の民間保育所等児童保育費負担金につきましては、保育園に入所をする児童数が増加したこと等に伴い、児童の保護者からの保護費負担金を増額するものであります。

次に、14款1項1目2節児童福祉費負担金につきましては、4,726万8,000円の増額であります。説明欄の特定教育・保育施設等施設型給付負担金につきましては、保育園等への入所児童数が増加したこと、また民間保育園等への給付費の加算が当初見込みを上回ったこと等に伴い、各施設への給付額の増額に対する国庫負担金等を増額するものであります。

次に、3節生活保護費負担金につきましては、115万円の増額であります。説明欄の生活扶助費等負担金につきましては、平成26年度生活保護費等国庫負担金の交付確定に伴い、交付額を増額するものであります。

次に、2項2目2節児童福祉費補助金につきましては、108万円の増額であります。説明欄1行目の母子家庭等対策総合支援事業費補助金につきましては、従来同補助金に組み込まれておりました家庭支援推進保育事業が今年度より保育課所管の保育対策総合支援事業補助金に組み替えられることになりましたので、今回母子家庭等対策総合支援事業費補助金を減額するものであります。

説明欄2行目の保育対策総合支援事業補助金につきましては、子ども・子育て支援新制度に伴い新設された補助金であり、民間保育園が実施する家庭支援推進保育事業が本補助金につけかえになったこと、保育体制強化事業等が補助対象となったことから、国庫補助金分を増額するものであります。

続きまして、44、45ページをお開きください。次に、15款1項1目1節社会福祉費負担金につき

ましては、487万5,000円の増額であります。説明欄の後期高齢者医療基盤安定負担金につきましては、後期高齢者医療保険料の低所得者軽減措置分に係る県負担金でありまして、広域連合への負担金が増加したことに伴い、増額するものであります。

次に、2節児童福祉費負担金につきましては、2,363万4,000円の増額であります。説明欄の特定教育・保育施設等施設型給付負担金につきましては、14款同様、保育園等への入所児童数が増加したこと、また民間保育園等への給付費の加算が当初見込みを上回ったこと等に伴い、各施設への給付型の増額に対する県負担金分を増額するものであります。

次に、2項2目1節社会福祉費補助金につきましては、3,000万円の増額であります。説明欄の地域医療介護総合確保基金交付金につきましては、今年度公募により選定した認知症高齢者グループホームの整備法人の施設整備に要する経費を補助する事業、1施設分の県補助金であります。

次に、2節児童福祉費補助金につきましては、45万円の増額であります。説明欄の保育対策総合支援事業補助金につきましては、子ども・子育て支援新制度に伴い新設された補助金でありまして、民間保育園が実施する保育体制強化事業が補助対象となったことから、県補助金分を増額するものであります。

次に、3目1節保健衛生費補助金につきましては、498万円の増額であります。説明欄の病院群輪番制病院設備整備費補助金につきましては、2次救急医療を担っているとちぎメディカルセンター下都賀総合病院の設備整備を実施するための事業費が県補助対象となったため増額するものであります。

続きまして、46、47ページをお開きください。次に、18款1項3目1節介護保険特別会計繰入金につきましては、3,153万1,000円の増額であります。説明欄の介護保険特別会計繰入金につきましては、市が負担する平成26年度介護給付費繰入金の精算確定に基づく介護保険特別会計からの精算繰入金であります。

次に、20款5項4目2節雑入につきましては、50万3,000円の増額であります。説明欄の病院群輪番制病院運営費負担金等につきましては、病院群輪番制病院設備整備費補助金の関係町であります壬生町からの負担金につきまして増額するものであります。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、第2表等につきましてご説明申し上げます。7ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正の所管関係部分につきましてご説明いたします。2行目の平成27年度岩舟健康福祉センター遊楽々館管理運営委託（指定管理者制度）につきましては、平成28年度から平成32年度までの5年間、遊楽々館の管理運営を指定管理者に委託するため、平成27年度末までに委託業者と協定を締結する必要があることから、管理運営委託の期間と限度額を設定するものであります。

次の平成27年度保育園給食調理業務委託につきましては、平成28年度から平成30年度までの3年間、栃木地域2園、大平地域3園、藤岡地域1園の保育園給食調理業務を民間委託するため、平成

27年度中に入札等の事務手続を実施する必要があることから、業務委託の期間と限度額を設定するものであります。

以上で平成27年度栃木市一般会計補正予算（第5号）の所管部分の説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

永田委員。

○委員（永田武志君） 51ページ下段の防犯灯LED化の工事費なのですが、設置地域、これは栃木市全体のものなのか、それとも特定の地域、まだ工事未完了のところなのか、その点をまずお聞きいたします。

○委員長（福田裕司君） 橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お答え申し上げます。

市域全般でございます。

○委員長（福田裕司君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 設置数、どのぐらいになるのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） 設置数でございますが、今回補正をお認めいただければの予定の見込みの数になりますが、191灯を予定しております。既存の設置数を足しますと、今年度413灯設置したいというふうに考えているものでございます。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 永田委員。

○委員（永田武志君） これは、終了見込みはあと何年くらい、この工事はかかるのでしょうか。おおよそで結構でございます。申請があった場合のみということではよろしいのでしょうか。それとも、継続してまだ続くのか。

○委員長（福田裕司君） 橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） 基本的に、自治会さんの申請に基づいて設置をさせていただいております。今後どうなるかというのは、やはり、家が増えたり、危険箇所が増えたり、そういうふうに自治会の方が認識されれば多分申請されると思うので、しばらくはずっと続くというふうに認識

しております。

○委員長（福田裕司君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 今後続くのかというのは、新規か、それともLED化、そういう意味で確認したのです。

○委員長（福田裕司君） 橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） 失礼しました。

全て新規です。

○委員長（福田裕司君） 平池委員。

○委員（平池紘士君） 65ページ、民間保育園の運営委託費で、この4園について処遇改善等の部分で増額になったということなのですけれども、金額も、多分、職員の方々の状況によってということではばらばらになっているのかなというふうに思うのですけれども、これ以外の民間保育園で補正にかかっていない園もありますよね。これについての要因をちょっとお伺いしたいのですけれども。

○委員長（福田裕司君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） ただいまご質問いただきました民間保育園の処遇改善の関係ですけれども、処遇改善については、まず基本的には、平均の勤続年数によって1%刻みで変わってくる場所があります。それと、今回はそのほかに改善分ということで、特に計画を立てて改善に取り組んでいくというところについてはプラスの3%ないし4%の加算というのが認められています。そんな中で、改善計画をつくってやるかどうかということとか、あとは当初予算の見込みでは、平均の勤続年数はこの程度だろうというようなことで積算はしているわけですが、実際に4月1日現在の平均年数でちょっと違いが出てきたりというようなところもあって、今回の4園については不足が見込まれるということで上程させていただきました。そのほかの園につきましては、当初の予算の範囲の中でやりくりといたしますか、できるというようなところで、今回の補正については上程させていただいておりません。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 平池委員。

○委員（平池紘士君） 同じページになります、不妊治療費助成事業費です。こちらは増加ということなのですけれども、具体的に人数等についてお伺いしたいと思います。

○委員長（福田裕司君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） それでは、お答え申し上げます。

現在まで、11月現在で申請件数は72件で、助成額が580万4,100円でございます。

○委員長（福田裕司君） 平池委員。

○委員（平池紘士君） 今回補正を250万円組むわけですけれども、これの内訳というか、人数分。

○委員長（福田裕司君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 今後の見込みなのですが、平均しますと約8万1,000円かかってございます。それに65人分ということで、約530万円ということで、総額で1,110万円、現在の当初予算額が860万円でございますので、差し引き250万円ということで算出をさせていただきました。

○委員長（福田裕司君） 平池委員。

○委員（平池紘士君） 増加が見込まれるということは、裏を返せば、それだけ不妊治療に対して苦しまれているご夫婦も増えているというふうな認識もあると思うのです。この予算から見られる傾向等について、当局としてどのように、現物給付というか、助成以外の部分で、どういうふうなケアをしていったらいいかとか、その辺までちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（福田裕司君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 不妊治療の原因というか、増の傾向なのですけれども、どうしても、女性の社会進出や晩婚化の影響等によりまして、高齢出産の増加が増えてきているのかなというふうに思っております。また、不妊につきましては、女性ばかりでなく、男性にも原因があるということで、その辺につきましてもご了解していただければというふうに思います。また、全国的な傾向なのですが、子供を持ちたい夫婦、6組に1組が不妊の家族家庭だというふうに言われております。

以上でございます。

○委員長（福田裕司君） 平池委員。

○委員（平池紘士君） 実態はわかるのですけれども、それに対して栃木市としてどういうふうに今後取り組んでいこうかとか、その辺、過去の一般質問等でもいろいろと議論にはなっておりますが、やはり主体的に栃木市がどういうふうにこれからケアしていくとか、その辺について考えているのかお伺いしたいということです。

○委員長（福田裕司君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 不妊治療の助成額につきまして、現在10万円というようなことで補助してございます。そちらにつきましても、県内では下位のほうでございますので、そちらのほうの増額についても検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

永田委員。

○委員（永田武志君） 63ページ上段なのですけれども、今度は不妊でなくて出産でちょっとお聞きしたいのですけれども、この378万円、これは何名ぐらい、出産数が増えたための補正はわかるのですが、七、八名分ぐらい、何名ぐらいの助成になるのか、単価を、人数を教えてください。

○委員長（福田裕司君） 事務費なのでしょうか、それとも人数が増えたのでしょうかということだと思うのですけれども。出産の数ではないのだよね、多分。

藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 63ページの件だと思うのですが、国民健康保険特別会計繰出金、出産育児一時金等繰出金ということですが、その内容なのですが、これにつきましては、出産一時金ということで、出産にかかわるものというような、今回計上しているものではなくて、出産一時金等ということで、その中に事務費、人件費等が増額になっているというようなことで、出産に直接かかわるものではないというようなことでご了解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（福田裕司君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 了解しました。

では、ついでにお聞きしたいのですが、年間の出産見込み、市としてはどのぐらいに設定されているのか、それだけ教えてください。

○委員長（福田裕司君） 大木参事兼健康増進課長。

○参事兼健康増進課長（大木富江君） 健康増進課ですが、妊娠届等を受け付けしております。栃木市では、大体年間1,000名ほど妊娠届け出があって、出生しております。

○委員長（福田裕司君） ほかに。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 歳入のほうで、42ページの国庫支出金、民生費国庫負担金の特定保育施設等施設型給付負担金が4,700万円増えています。先ほどの理由だと、入所者が増えたとか加算が増えたとかという理由でした。また、44ページ、これは県支出金で同じく特定保育施設等施設型給付負担金、これが2,300万円ほど増えているのですけれども、歳出のほうでこれほどのようになっているかというのをちょっと伺いたいのですけれども。

○委員長（福田裕司君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） ご質問いただきました国の負担金、それから県の負担金、これについて、そのまま、丸々の額が歳出のほうには出てきておりません。先ほどの民間保育園の運営委託費、4園の額とか、あとは大分やりくりの中でというお話をさせていただきましたが、その辺のところ、あと認定こども園とか、そういったところも含めて、歳入について、国のほう、再計算した中で、国、県の負担金がこれだけ増えてくるというような見込み、その中で歳出については、現在見ている歳出の中でやるということもありますので、丸々、ちょっと歳入歳出が合っていないという状況になっております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 理由としては、入所者が増えたというふうな理由だったのですけれども、何人ぐらい予定よりも増えているのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 理由として、人数も増えたということもあるのですが、そのほかにいろいろ、国の負担分の、さっきの処遇改善とかの加算になったりとかというのがあって、人数的にちょっと細かく、何人増えたというのは、ちょっと手元に今資料がないのですが、そういったものも含めてこれだけ歳入が増えるということで計上させていただいております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） よくわからないのですけれども。では、一般財源の負担が減ったというふうな解釈でよろしいのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 新制度に伴って、計算方法が若干変わったりとかというのもあって、あの形に変わったというところです。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 歳出のほうで、71ページで健康診査事業費で、かなり、2,900万円ほど増えていますけれども、集団検診の数が予定よりも増えているということですが、どの程度増えているのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 大木参事兼健康増進課長。

○参事兼健康増進課長（大木富江君） 当初の見込みは、5万人ほど見込んでおりましたが、5万9,000人ほど見込んでおまして、9,000人ほど増加の予定でございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 予定より増えた、9,000人ほど増えるということですがけれども、いい傾向だと思いますけれども、その理由はどんな理由があるのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 大木参事兼健康増進課長。

○参事兼健康増進課長（大木富江君） 昨年度から、多くの市民の方に検診のPRをするということでけんしんパスポート事業を新たに導入いたしました。そのパスポート事業の効果と、あと来ない方への、未受診者への再勧奨に力を入れたことが増加につながっているかと思えます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） ぜひ今後とも、検診事業、力を入れていただきたいと思えます。

それと、その下の保健福祉センター管理運営費、これは電話の内線工事をやるということで、今回の組織改編によって人が増えるということでこういった工事が出てきたのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 大木参事兼健康増進課長。

○参事兼健康増進課長（大木富江君） 人も増える予定であります。今保健福祉センターは、本庁舎、総合支所とは内線ではつながっていません。ですから、電話が外線につながりますと、もし保健福祉センター以外の所管の内容の場合には、一旦電話を切って、そちらにかけ直していただきというような対応をしておりますので、それが内線化の工事によりまして、総合支所、本庁と保

健福祉センターがつながるようになりまして、市民の利便性が上がるかと思えます。

○委員長（福田裕司君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 63ページ下段から2番目、老人福祉保健施設、これは説明では認知症グループホーム1施設ということでお聞きしたのですが、この施設名と施設の場所を教えてくださいか。

○委員長（福田裕司君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 現在公募をしております、決まった事業者が片柳町にございます  
おおやクリニックでございます。

○委員長（福田裕司君） 永田委員。

○委員（永田武志君） おおやクリニック、片柳町。これは、希望はどのぐらいになるのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 認知症グループホームにつきましては、1ユニット9人、ツーユニット、合計18人ということで募集をかけておまして、18人の施設になります。

○委員長（福田裕司君） 永田委員。

○委員（永田武志君） そうしますと、いつごろこの完成予定といいますか、計画になっているのか教えてください。

○委員長（福田裕司君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 現在公募が終わった段階で、詳細の詰めを行っておりますので、これから着工という形になります。今回補正計上させていただいた部分のところにつきましては、県のほうの補助も歳入で同額、実はついております。その部分のところをございまして、今回グループホーム分だけ補正という形ですが、実際の竣工そのもの、事業のスタートそのものは来年4月ないし5月あたりかなというふうな、そのような予定で考えているところでございます。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第117号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第117号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変ご苦労さまでございました。

〔執行部退席〕

---

◎議案第118号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第8、議案第118号 平成27年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構でございます。

藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） ただいまご上程をいただきました議案第118号 平成27年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書の11ページをお開きください。

平成27年度栃木市国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,026万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ224億5,890万8,000円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正につきましては、第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして、歳出からご説明いたしますので、126、127ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、補正額378万6,000円の増額であります。説明欄の職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数や役職等に変更が生じたことや人事院勧告を踏まえ、その差額分について補正増するものであります。

次に、県市町村総合事務組合負担金（退職手当）につきましても職員課所管となりますが、職員の退職手当の支払い事務を共同処理している栃木県市町村総合事務組合の負担金でありまして、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました職員数や役職等に変更が生じたため、補正増するものであります。

次の国民健康保険事務費（栃木）につきましては、国への報告様式の変更等に伴い、システムの

改修が必要となったため、システム改修に係る委託料について補正増するものであります。

128、129ページをお開きください。2款2項1目一般被保険者高額療養費、補正額6,064万7,000円の増額であります。説明欄、一般被保険者高額療養費支払経費につきましては、高額療養費の支出の伸びにより予算に不足が生じると見込まれることから補正増するものであります。

130、131ページをお開きください。7款1項2目保険財政共同安定化事業拠出金、補正額2億9,583万1,000円の増額であります。説明欄、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、県内市町国保間における保険税の平準化、財政の安定化を図るための共同事業でありまして、医療費の伸びに伴い、拠出額が増額となったため補正増するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、122、123ページにお戻りいただきたいと思っております。4款1項1目療養給付費負担金、1節現年度分、補正額1,940万7,000円の増額であります。説明欄、療養給付費につきましては、一般被保険者の高額療養費の支出増に伴い、補正増するものであります。

次に、4款2項1目1節普通調整交付金、補正額424万5,000円の増額であります。説明欄、普通調整交付金につきましては、一般被保険者の高額療養費の支出増に伴い、補正増するものであります。

次に、7款2項1目1節安定化調整交付金、補正額363万8,000円の増額であります。説明欄、安定化調整交付金につきましては、一般被保険者の高額療養費の支出増に伴い、補正増するものであります。

次に、8款1項2目1節保険財政共同安定化事業交付金、補正額2億9,583万1,000円の増額であります。説明欄、保険財政共同安定化事業交付金につきましては、先ほど歳出でご説明いたしました保険財政共同安定化事業に係る交付金でありまして、拠出金の増額に伴い、交付金についても増額になると見込まれるため、同額を補正増するものであります。

次に、10款1項1目2節その他一般会計繰入金、補正額378万6,000円の増額であります。説明欄、出産育児一時金等繰入金につきましては、歳出の職員人件費、県市町村総合事務組合負担金、国民健康保険事務費の補正増に伴い、一般会計からの繰入金を補正増する一ものであります。

124、125ページをお開きください。11款1項2目1節その他繰越金、補正額3,335万7,000円の増額であります。説明欄、その他繰越金につきましては、平成26年度決算剰余金の一部でありまして、歳出の一般被保険者高額療養費の補正増に伴い、その財源として補正増するものであります。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたしますので、136ページをお開きください。平成27年度特定健康診査電算委託につきましては、限度額450万円、平成28年度の支出予定額450万円であります。次の平成27年度特定健康診査委託につきましては、限度額4,919万4,000円、平成28年度の支出予定額4,919万1,000円というものであります。これは、平成28年度に実施する特定健康診査の健診意見に係る電算委託及び集団検診に係る委託料について、平成28年度当初から事業を開始するた

めに準備期間を確保し、平成27年度中に契約を締結する必要があることから、債務負担行為の補正を行うものであります。

以上で栃木市国民健康保険特別会計補正予算のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第118号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第118号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第119号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第9、議案第119号 平成27年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいで結構でございます。

藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） ただいまご上程をいただきました議案第119号 平成27年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書

の15ページをお開きください。

平成27年度栃木市の後期高齢者医療特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ948万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億329万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出補正による。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして、歳出からご説明いたしますので、144、145ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、補正額265万1,000円の増額であります。説明欄1行目、職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数や役職等に変更が生じたことや人事院勧告等を踏まえ、その差額分について補正増するものであります。

次に、146、147ページをお開きください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額650万円の増額であります。説明欄1行目、後期高齢者医療広域連合保険基盤安定制度負担金につきましては、保険料の低所得者軽減額が増加したことに伴い、補正増するものであります。

次に、148、149ページをお開きください。4款1項1目保険料還付金、補正額33万7,000円の増額であります。説明欄1行目、後期高齢者医療保険料還付金につきましては、保険料の遡及減額更正の期間変更により還付金が増加したことに伴い、補正増するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、142、143ページにお戻りください。4款1項1目1節事務費繰入金、補正額265万1,000円の増額であります。説明欄、事務費繰入金につきましては、職員人件費の増額に伴い、一般会計から事務費繰入金を補正増するものであります。

次の2目1節保険基盤安定繰入金、補正額650万円の増額であります。説明欄、保険基盤安定繰入金につきましては、保険料の低所得者軽減措置分に対する4分の3の県負担金と4分の1の市負担金を合わせて一般会計から繰り入れるもので、広域連合への負担金が増加したことに伴い、補正増するものであります。

6款2項1目1節保険料還付金、補正額33万7,000円の増額であります。説明欄、保険料還付金につきましては、保険料還付金の増額に伴い、補正増するものであります。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたしますので、154ページをお開きください。平成27年度健康診査委託につきましては、限度額1,110万円、平成28年度の支出予定額1,110万円であります。これは、平成28年度に実施する集団検診及び健康診査の健診意見作成に係る委託料について、平成28年度当初から事業を開始するため、準備期間を確保し、平成27年度中に契約を締結することから、債務負担行為の補正を行うものであります。

以上で栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い

いをいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第119号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第119号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変ご苦労さまでございました。

〔執行部退席〕

---

#### ◎議案第120号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第10、議案第120号 平成27年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第120号 平成27年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書の19ページをお開き願います。平成27年度栃木市の介護保険特別会計（保険事業勘定）

の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,430万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億3,287万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の162、163ページをお開きください。1款1項1目一般管理費の補正額は、501万1,000円を増額するものであります。説明欄の職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数や役職等に変更が生じたことや人事院勧告を踏まえ、その差額分について増額補正したいというものでございます。

次の区市町村総合事務組合負担金（退職手当）につきましても職員課の所管となりますが、職員の退職手当の支払い事務を共同処理しております栃木県市町村総合事務組合への負担金でありまして、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました職員数や役職等に変更が生じたため、増額補正したいというものでございます。以下、職員課所管の職員人件費につきましては、説明を省略させていただきます。

次の介護保険総務費（栃木）につきましては、今年度行われました制度改正及び災害時の利用料減免等の通知を各事業所に送付するために文書送付が増加したことに伴う郵便料に不足額が生じることから、増額補正したいというものであります。

164、165ページをお開きください。2款2項5目介護予防福祉用具購入費の補正額は84万6,000円を増額するもので、要支援者が入浴や排せつの用具を購入した場合の給付費であります。

同じく6目介護予防住宅改修費の補正額は308万7,000円を増額するもので、要支援者が住宅改修を行った場合の給付費であります。

同じく7目介護予防サービス計画給付費の補正額は215万5,000円を増額するもので、要支援者がケアプランを作成した際の給付費であります。いずれも、給付実績の伸びにより増額補正したいというものであります。

166、167ページをお開きください。2款4項2目高額介護予防サービス費の補正額は、3万4,000円を増額するものであります。これは、要支援認定者の1割ないし2割の自己負担額が高額となった場合に償還するもので、給付実績の伸びにより増額補正をしたいというものであります。

168、169ページをお開きください。2款6項1目特定入所者介護サービス費の補正額は、3,282万5,000円を増額するものであります。これは、低所得の施設入所者の食事代等の一部を給付するもので、給付実績の伸びにより増額補正したいというものであります。

170、171ページをお開きください。5款1項2目1次予防事業費の補正額は、150万円を増額するものであります。これは、職員人件費のほか、説明欄にありますはつらつセンター事業委託料で、

新規設置センター数が当初見込みを上回ったことにより委託料に不足が生じたため、増額補正したいというものであります。

172、173ページをお開きください。5款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費の補正額は、100万8,000円を増額するものであります。これは、職員人件費ほか、説明欄にあります地域包括支援センター事業費（栃木）で、平成28年度、大平、藤岡、西方地域包括支援センター事務室の移転に伴い、地域包括支援センターシステムを移設するための手数料を増額補正したいというものであります。

次に、3目権利擁護事業費の補正額は、31万3,000円を増額するものであります。これは、職員人件費等であります。

174、175ページをお開きください。7款1項2目償還金の補正額は、3,599万7,000円を増額するものであります。説明欄の国庫支出金等返還金につきましては、平成26年度に国及び県から交付された介護給付費負担金並びに地域支援事業交付金の精算確定に伴い、超過交付分を返還するため増額補正したいというものであります。

176、177ページをお開きください。7款2項1目他会計繰出金の補正額は、3,153万1,000円を増額するものであります。説明欄の一般会計繰出金につきましては、平成26年度介護給付費繰入金の精算確定に伴い、超過繰り入れ分を一般会計に返還するため増額補正したいというものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、160、161ページをお開きください。5款1項1目介護給付費交付金の補正額は、2,146万1,000円を増額するものであります。説明欄の過年度分につきましては、平成26年度介護給付費確定に伴う社会保険診療報酬支払基金からの追加交付金を増額補正したいというものであります。

続きまして、6款1項1目介護給付費負担金の補正額は、947万3,000円を増額するものであります。説明欄の過年度分につきましては、同じく平成26年度介護給付費確定に伴う県からの追加負担金を増額補正したいというものであります。

続きまして、9款1項4目その他一般会計繰入金の補正額は、592万8,000円を増額するものであります。説明欄の職員給与費等繰入金につきましては、一般管理費に補正計上した職員人件費分の増額などに伴い、一般会計繰入金を増額補正したいというものであります。

続きまして、10款1項1目繰越金の補正額は、7,744万5,000円を増額するものであります。繰越金につきましては、歳出の7款諸支出金等の財源として前年度繰越金を充当するものであります。

以上をもちまして、平成27年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） ありがとうございます。

以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査したいと思っております。これにご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

永田委員。

○委員（永田武志君） 171ページ、はつらつセンター、新規加入の団体数をまず教えてください。

○委員長（福田裕司君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） 11月現在で、新規団体が29団体ございます。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 163ページで、介護保険総務費で、説明で48万4,000円ですけれども、災害のための減免のお知らせというか、そういうのをチラシをつくったというような感じで受け取ったのですけれども、これはどういったあれなのでしょう。

○委員長（福田裕司君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 今回、9月の栃木市の大雨災害で、緊急でショートステイ等を利用された方が何人いらっしゃいます。それらの方のいわゆる自己負担分につきましては、これは災害がなければ当然支出をするものではなかったという、そういう考え方で、市独自で減免をするということで、こういう事業を行うということを各ケアマネジャー等に周知するために郵送料を使わせていただきました。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 了解しました。

177ページの一般会計繰出金、これは一般会計に戻すということだと思えますけれども、例えば介護給付費準備基金ですか、そういうところに基金として持っているとか、そういった措置はとれないのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 介護保険につきましては、いわゆる給付費の部分のところについて、国、県、市が一定の法定負担をするということで、市は12.5%の負担をするという、そういう形になります。その12.5%分につきましては、平成26年度で確定をしました。その額が当初よりも超過をしていたという部分のところ、その超過分は法定の額ですので、そのままそっくり一般会計にお戻しをする、そういう形の手続になりますので、そのような予算措置をさせていただいているところでございます。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第120号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第120号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第121号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第11、議案第121号 平成27年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） ただいまご上程いただきました議案第121号 平成27年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の23ページをお開き願います。平成27年度栃木市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ561万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,272万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、190、191ページをお開きください。1款1項1目介護予防サービス事業費の補正額は、561万1,000円を増額するものであります。説明欄の職員人件費及び県市町村総合事務組合負担金（退職手当）につきましては、保険事業勘定でご説明したとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

次の介護予防サービス計画委託費につきましては、要支援認定者への介護予防サービス計画、いわゆるケアプランの作成委託件数が当初見込みより増加が見込まれるため、増額補正したいという

ものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、188、189ページをお開きください。1款1項1目介護予防サービス計画収入の補正額は464万3,000円の増額であり、介護予防サービス計画委託費の増額に伴い、国保連合会から受ける介護予防サービス計画収入を増額補正するものであります。

次の2款1項1目一般会計繰入金の補正額は、17万円を減額するものであります。説明欄の職員給与費等繰入金につきましては、職員人件費等の繰入金の減額に伴い、減額補正するものであります。

次の3款1項1目繰越金の補正額は、113万8,000円を増額するものであります。説明欄の前年度繰越金につきましては、平成26年度決算が確定したことによる増額補正であります。

以上で平成27年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） ありがとうございます。

以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第121号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第121号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○委員長（福田裕司君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもって民生常任委員会を閉会いたします。

（午後 零時 16 分）